

三井松島ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、三井松島ホールディングス株式会社と称し、英文では MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびに、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 石炭、石油その他鉱物の採掘、加工、仕入、販売および鉱産物加工品の仕入、販売
2. 生コンクリート、セメント、骨材その他建材類の仕入、販売
3. 砂利、碎石、各種建材の採取、製造、販売
4. 鉱山・建設・工作・運搬用機械その他一般産業機械、精密機器、電気機器、医療・事務・計量機器、工具類、車両、船舶の製造、修理、仕入、販売、賃貸
5. 医薬品・工業用薬品その他薬品類、肥料、飼料、塗料、火薬、高圧ガスの製造、仕入、販売
6. 各種ガラス、光学機器、光伝送機器の製造、仕入、販売
7. 食料品、繊維・衣料品、日用雑貨等家庭用品、医薬部外品、化粧品、貴金属、米穀、酒類、塩、煙草、印紙、切手、葉書の仕入、販売
8. 国民宿舎等の観光施設、スポーツ施設、駐車場、薬局、飲食店等各種施設の経営、賃貸
9. 不動産の開発、売買、賃貸、管理、仲介、鑑定
10. 土木・建築工事、電気・機械器具設置工事等の設計、施工、監理、請負
11. 鉱物資源の開発およびこれに関する調査、研究、設備設計、技術指導、施工、監理
12. 道路・海上・港湾運送業、船舶仲立業、倉庫業
13. 産業廃棄物処理業
14. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務
15. 前記 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号および 7 号の内塩以下を除いた商品に関連する問屋業、代理業、輸出入業
16. 企業の経営管理および指導ならびにコンサルティング業務
17. 高齢者の介護、看護および福祉ならびに施設の設置、運営に関する業務

18. 労働者派遣事業
19. 保養所、迎賓館、研修所の運営受託事業
20. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
21. ストローならびに紙製および合成樹脂製の食品容器、包装資材の製造販売
22. 紳士服、婦人服、ワイシャツ等の衣料品の製造および縫製加工ならびに販売
23. マスクブランク等各種薄膜製品および加工装置の製造販売
24. シュレッダー、パウチ、ボイスコールその他の事務用機器および付属品の製造販売、保守、修理、回収、リサイクル業務
25. ソリューションサービスの企画、提案ならびに販売代理店業
26. 前各号に附帯関連する事業
27. 前各号に掲げる以外の事業

(本店)

第 3 条 当社の本店は、福岡市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

- 第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の基準日)

- 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当社は、前項のほか必要に応じ、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に株主総会の議決権の基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対

して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

- 第 17 条 株主総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。
- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。
- 3 取締役会は、取締役相談役、取締役会長以下、役付取締役を若干名定めることができる。

(執行役員)

- 第22条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 2 前項にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 28 条 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

（取締役会規則）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

（常勤監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

2 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

3 前項にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、法令に特段の定めがある場合には、その定めによる。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 相 談 役 お よ び 顧 問

(相談役および顧問)

第40条 当社は、取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払配当金には、利息を附さない。

附 則

1. (監査等委員会設置会社移行前における社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

2016年6月開催の第160回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任に関する締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

(2025年10月1日改正)